

価格高騰に対する生活困窮者への支援（案）について

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国では住民税非課税世帯に1世帯当たり5万円の給付金を支給することとしております。

また、県においては、国の給付金の対象とならない困窮世帯に対し1世帯当たり3万円の県独自の給付金を支給するため、県議会9月定例会に関連予算を提出し、審議がされております。

市としましては、県議会（最終日：10月12日）で関連予算の議決後、国及び県の給付金を一括して専決処分し、対象世帯に支給してまいります。

1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【国】

(1) 事業概要

- ア 給付額 1世帯当たり 5万円
- イ 基準日 令和4年10月1日において、住民基本台帳に記載されている者
- ウ 対象世帯 (ア) 世帯全員が令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※生活保護世帯を含む
(イ) 家計急変世帯（令和4年1月以降に家計が急変し、(ア)と同水準の収入となった世帯）
- エ 支給方法 (ア) 住民税均等割非課税世帯
・確認書の提出により登録または申請口座に振込（一部窓口での現金給付）支給
(イ) 家計急変世帯
・申請書の提出により支給
- オ 申請期限 令和5年1月31日
- カ 支給期限 令和5年2月28日

(2) 事業に要する費用

補正予算額（見込） 156,022千円（実施に必要な経費を国が全額補助）

ア 事業費：150,000千円（対象世帯見込み数 3,000世帯×50千円）

（住民税非課税世帯 2,850世帯、家計急変世帯 150世帯）

イ 事務費：6,022千円（人件費1,636千円、消耗品369千円、印刷製本費120千円、郵便料897千円、システム改修委託料3,000千円）

2 生活困窮世帯緊急支援金(仮称)【県】

(1)事業概要(予定)

- ア 給付額 1世帯当たり 3万円
- イ 基準日 国に準じる
- ウ 対象世帯 (ア) 世帯全員が令和4年度分の住民税所得割が非課税である世帯
(イ) 家計急変世帯(収入が減少し、(ア)と同水準の収入となった世帯)
- エ 支給方法 県の正式決定に基づく
- オ 申請期限 国に準じる
- カ 支給期限 国に準じる

(2)事業に要する費用

- 補正予算額(見込) 34,772千円(実施に必要な経費を県が全額補助)
- ア 事業費: 30,000千円(対象世帯見込み数 1,000世帯×30千円)
(非課税世帯 950世帯、家計急変世帯 50世帯)
- イ 事務費: 4,772千円(人件費 642千円、消耗品 221千円、印刷製本費 20千円、
郵便料 301千円、システム改修委託料 3,588千円)